

# 新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院確保事業事務取扱要領

制 定	2 福保感事第 2 9 7 9 号 令和 3 年 1 月 2 9 日
一部改正	3 福保感事第 6 2 0 8 号 令和 4 年 3 月 2 2 日
一部改正	4 福保感事第 4 8 2 8 号 令和 5 年 3 月 2 8 日

## 第 1 目 的

この要領は、新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院確保事業交付要綱（令和 3 年 1 月 2 9 日付 2 福保感事第 2 9 7 7 号。以下「要綱」という。）に基づく支援金交付のための事務取扱の基準及び方法を定め、もって交付事務の明確化、迅速化を図ることを目的とする。

## 第 2 交付対象患者

要綱第 3 条に規定する患者とする。

## 第 3 交付対象医療機関

「新型コロナウイルス感染症患者転院等受入医療機関情報提供承諾書」（様式 1）を予め提出している要綱第 4 条に規定する医療機関であって、第 2 に規定する患者を受け入れた医療機関

## 第 4 交付額の算定方法

- (1) 協力支援金の算定は、交付対象患者 1 名につき 1 8 0, 0 0 0 円とする。
- (2) 転院調整専門員の配置加算

転院調整専門員を新たに配置し、新型コロナウイルス感染症患者受入病院から、受入の要請又は東京都福祉保健局入院調整本部が行う転院支援により受入を行った場合、1 名につき下記の金額を加算する。

- (ア) 受入要請があった日から 6 日以内の受入れ 2 4, 8 4 0 円
  - (イ) 受入要請があった日から 6 日以上での受入れ 8, 2 8 0 円
- (3) 個室管理加算

個室管理を行った場合、1 名につき 1 日あたり 1 4, 0 0 0 円を上限とし、1 4 日までを限度として加算できる。

金額については、実際に入院した診療報酬における特別療養環境室料（差額ベッド料金）の額を上限とし、患者からはその料金を徴収している期間においては対象としない。

- (4) (1) ~ (3) は、都の指定する期間において算定できるものとする。

## 第 5 交付手続

支援金の交付を受けようとする医療機関は、以下の書類に必要事項を記入、押印の上、別に指定する日までに東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課宛てに送付する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院確保事業関係書類送付票（様式 2）

- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入実績報告書（★様式3）
- (3) 要綱第3に規定する患者一覧（実績報告用）（様式4）
- (4) 要綱第3に規定する患者に係る入院を開始した日を含む月の分の診療報酬明細書（医科入院）の写し（傷病名欄に「新型コロナウイルス感染症」又は摘要欄に、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨の記載があること。）
- (5) 支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）
- (6) 印鑑登録証明書

#### 第6 月次報告の提出について

患者の受入れがあった場合、「要綱第3に規定する患者一覧（月次報告用）」（★★様式3-2）により、指定する期日までに報告すること。

#### 第7 交付決定及び交付

支援金の交付決定及び交付は、次のとおりとする。

- 1 健康危機管理担当局長は、第5に掲げる書類の提出があったときは、内容の確認を行い、支援金の交付決定を行うものとする。
- 2 健康危機管理担当局長は、前号の規定により交付決定を行ったときは、交付決定を行った医療機関の開設者に対して、速やかに支援金を交付する。

#### 附 則

この要領は、令和3年1月29日から施行し、令和2年12月15日から適用する。

#### 附 則

この要領は、決定した日から施行し、令和4年3月22日から適用する。

#### 附 則

この要領は、決定した日から施行し、令和5年4月1日から適用する。